

1. 平成30年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成30年9月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第98号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程4 議案第99号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第100号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第101号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程7 議案第102号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第103号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程9 議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））
- 日程10 議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程11 議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第110号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第111号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第112号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第113号 平成29年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第114号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第115号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程21 議案第116号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第117号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第118号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第119号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第120号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第121号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第122号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第123号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程29 議案第124号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程30 議案第125号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程31 議案第126号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程32 議案第127号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程33 議案第128号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程34 議案第129号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程35 議案第130号 平成29年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程36 議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程37 議案第132号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程38 議案第133号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第134号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第135号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程41 議案第136号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程42 議案第137号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程43 議案第138号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程44 議案第139号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程45 議案第140号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程46 議案第141号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程47 議案第142号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程48 議案第143号 工事請負契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備センター設

備工事)

- 日程49 議案第144号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(1工区)工事)
- 日程50 議案第145号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事)
- 日程51 議案第146号 市道路線の廃止について
- 日程52 議案第147号 市道路線の認定について
- 日程53 議発第5号 議員派遣について
- 日程54 報告第8号 郡上市国民保護計画の変更について
- 日程55 報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程56 報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程57 報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程58 報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程59 報告第13号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程60 報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程61 報告第15号 平成29年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程62 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程63 議報告第14号 諸般の報告について(議員派遣の報告)
- 日程64 議報告第15号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三

17番 清水敏夫

18番 美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成30年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時35分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 野田勝彦君、5番 山川直保君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月1日の議会運営委員会において御協議いただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、9月10日から10月1日までの22日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月10日から10月1日までの22日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

ことしの夏の日本列島は、全国的に豪雨、猛暑、台風と続き、さらに先週6日未明には北海道で最大震度7という大きな地震が起きるなど、さながら災害列島の観を呈しております。9月に入り、

ようやく秋めいてまいりましたが、これからはどうか穏やかな実りの秋が迎えられるよう祈るばかりであります。

平成30年第4回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成30年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝にて参集いただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、少し長くなりますが、数件の報告をさせていただきます。

まず、初めに災害関係であります。6月末から7月8日にかけて、西日本を中心に未曾有の豪雨となりました平成30年7月豪雨、全国では、12府県で、死者221人、行方不明者9人、うち、県内においても死者1人が出るなど、平成の水害としては最悪の結果となりました。

郡上市においても、白鳥町及び高鷲町で降り始めからの総雨量が1,000ミリを超える地点もあり、各地で土砂流出や道路の冠水、河川の護岸崩壊などの被害が発生いたしました。

幸いにも本市では人的被害はなかったものの、家屋等への床上・床下浸水は100件を超え、市民生活に甚大な損害を及ぼしました。消防団、自治会、建設業協会を初め、多くの皆様には、警戒、避難、応急・復旧事業などに大変な御尽力をいただきました。

なお、社会福祉協議会の手配により、延べ約90人ものボランティアの皆様が床上浸水家屋の土砂やごみの撤去等の作業を行っていただきました。

被害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げ、あわせて、御尽力、御支援をいただきました多くの皆様方に深く感謝申し上げます。

数十年に一度の大雨とされる今回の豪雨では、重大な災害が起こるおそれが著しく高まったことから、県内初の特別警報が発表され、直ちに命を守る行動を呼びかける警報として市民の皆様には周知をいたしました。

既に河川の水位上昇や土砂災害発生のおそれがあったことから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、そして、避難指示を逐次発令しており、各地域で避難所を開設いたしました。地域の皆様には、深夜にもかかわらず避難の行動をとっていただきました。

また、先週9月4日から5日未明にかけて来襲しました台風21号につきましては、ただいま総務部長からも報告したところではありますが、近年では経験したことがないほどの強風が吹き荒れ、倒木による広範囲・長時間の停電や道路・鉄道交通への障害、家屋等の損壊被害等が発生いたしました。

特に、ただいまも御報告申し上げましたように、停電につきましては、電力会社において早期復旧を目指して最大限の努力をしていただいたところですが、地域によっては長く停電状態が続き、現時点におきましても約60世帯の皆様のところはまだ電気が通っていない状態でございます。

このため、市では営業可能な市営温泉施設を停電地域の皆様に入浴していただけるように無料開放するという措置をとったところであります。

今回の豪雨や台風に係る対応や課題等については、よく検証し、関係機関との連携によりさらなる防災・減災の強化を図ってまいります。

なお、台風21号直前の9月2日でしたが、大雨による土砂災害等を想定した郡上市総合防災訓練大規模現地訓練を、美並町を会場に実施したところであり、また各地域においても、自主防災会による防災訓練が開催されました。

市民の皆様におかれましても、一人一人のできることに、また家庭でできる防災・減災対策の実行を初めとして、地域における自主防災組織の一層の強化等に力を入れていただきますよう、願います。

次に、2点目でありすけれども、去る6月30日、お城を活用した観光まちづくりの推進を目的といたしまして、郡上市、大垣市及び兵庫県尼崎市の3市において3都市4城連携協定を結びました。これは、大垣市が市制100周年記念事業の一つとして呼びかけられたものであります。

4城とは、大垣藩の初代藩主である戸田氏鉄公がいずれも城主であった尼崎城と大垣城、そして、昭和、平成のそれぞれの時代に大垣城を参考にして再建されたとされる郡上八幡城と墨俣一夜城のことです。この4城を活用し、3市が連携して観光振興及び地域の活性化に取り組んでいこうとするものであります。

ちなみに、尼崎城の城主は、戸田氏鉄公が大垣に移った後、青山氏となり、その青山氏が、尼崎、そして信濃の飯山、丹後の宮津を経て、後に郡上藩の藩主となったという御縁があるところでございます。

現在、中日本高速道路エリアと西日本高速道路エリア内に天守を持つ9県21カ所の城を対象としたスタンプラリーが実施されているほか、お城観光交流ツアーと題した郡上八幡城と城下町をめぐるバスツアーが11月に計画されているところであります。

こうした都市間交流により広域的な観光連携を図り、観光客の誘致はもとより、歴史文化、伝統芸能など郡上市の宝を積極的に発信してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目といたしまして、去る7月10日、郡上と名古屋を結ぶ岐阜バスの新路線開通記念式典が郡上八幡城下町プラザでとり行われました。

新路線は、城下町プラザと名古屋駅近くの名鉄バスセンター間を1日2往復する直行便であり、旅行者の利便性が一層高められたものになってまいりと思っております。

バスの車体には、市のマスコットキャラクターである郡上良良ちゃんが大きく描かれており、高速道路走行中にもとより、名古屋市の町なかにおいても郡上市をPRしていただけるものと期待いたしております。

郡上市に御来訪くださる皆様の利便性の向上とあわせ魅力ある観光施策の振興に努めてまいりたいと考えております。

4点目ですけれども、ブラジル岐阜県人会創立80周年記念並びに岐阜県人ブラジル移住105周年記念式典に参加するため、兼山議会議長さんとともに去る7月25日から8月1日までの間の日程でブラジルのサンパウロ市に行つてまいりました。

神門岐阜県副知事、野島県議会議長等及び関係市長等で構成いたします親善・慶祝訪問団のメンバーとして赴いたものありますけれども、副知事らは、またブラジルのほか、アルゼンチン、ペルーで開催された岐阜県人会創立記念式典にも参加されたところであります。

105年前の大正2年、1913年に11家族44人の岐阜県人が初めてブラジルへ移住されたのですけれども、そのうち8家族もの皆さんが郡上出身者でありました。

式典では、八幡町美山、白鳥町野添、美並町上田、そして和良町安郷野の御出身やゆかりの方々とお会いすることができました。

第1回移民の1人で、当時14歳で海を渡られたという方の御子孫や御自身の代で移民された方とその御家族の皆さん等と親しくお話しすることができ、こちらからは郡上市の近況等についてもお伝えいたしましたところでございます。

移民100年余の歴史の中で苦勞されながらも力強く生きてこられたブラジル日系人の皆様。これから二世、三世、さらには四世、五世と代がわりしてまいります。ふるさと郡上への想いをつないでいただけるよう、親善交流を深め、かつ、声援を送りたいと感じた次第でございます。

次に5つ目ですが、去る8月5日、明宝スキー場において消防感謝祭第67回岐阜県消防操法大会が開催されました。

野田総務大臣を初め岐阜県知事等の御臨席のもと、県内の消防団代表28チームをお迎えし、20年ぶりの郡上での開催となりました。

郡上市消防団からは、明宝方面隊、美並方面隊が出場いたしまして、明宝は5位、優秀賞を獲得し、美並も19位と健闘し、両チームとも日ごろの消防技術の鍛錬の成果を存分に発揮していただきました。

今回は、特に、先ほど申しました7月豪雨においても、地域住民の生命、身体、財産を守り、安全・安心なまちづくりに献身的にお努めいただいている消防団員の皆様とその活動をお支えいただく御家族の皆様に感謝する機会とも捉え、郡上市での意義ある大会の開催となったと考えております。

改めまして、日ごろの御活動並びに本大会が無事に開催されましたことに、山田消防団長を初めとする関係の皆様にご心から感謝申し上げます。

6点目、最後でございますが、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてでございます。

郡上の夏の風物詩として、7月から行われてまいりました郡上の踊り、白鳥おどりは、去る8月25日に、そして郡上おどりは一昨日の9月8日に、それぞれおどり納めを迎えました。残すところ、9月14日金曜日に行われます郡上おどりの昔をどりの夕べと、9月22日土曜日の白鳥おどりの変装踊りコンクール、そして9月23日日曜日の白鳥の拝殿踊りが残っておりますけれども、今年の郡上の踊りのおおむねが無事に終了しましたことを皆様とともに喜びたいと思います。

なお、ことしも長い踊りの期間を支えていただいた郡上踊り保存会、白鳥踊り保存会を初めとする関係団体、関係機関の皆様、そして御理解をいただきました地域の皆様、踊り会場に足を運んでいただいた多くの皆様、また徹夜おどりの後の清掃作業をしていただいたボランティアの皆様方等、全ての皆様に深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は合計50件で、その内容は、専決処分の承認が7件、人事案件が1件、条例の一部改正に関するものが3件、平成29年度決算認定関係が23件、平成30年度補正予算関係が11件、その他5件であります。

まず初めに、議案第98号から議案第104号までは、平成30年度郡上市一般会計を初め、全部で7件の補正予算の専決についてであります。いずれも挨拶冒頭に申し述べました7月豪雨に伴う、施設、市道等の復旧工事に係る経費について迅速に対応するため7月11日付で所要の補正を専決で行ったものであります。

次に、議案第105号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員5人の任期が平成30年12月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第106号は、郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。八幡町西乙原地区の交通空白地の解消を目的とする相生線のルート変更に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第107号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。防災行政無線戸別受信機の整備による音声告知放送の廃止及び郡上ケーブルテレビの光化整備に伴い、所要の規定を整備しようとするものです。

議案第108号は、郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前議案と同じく、郡上ケーブルテレビの光化整備等に伴い、インターネットの利用コース及び利用料の改正等、所要の規定を整備しようとするものであります。

続きまして、議案第109号から議案第131号までは、平成29年度の郡上市一般会計から郡上市病院

事業会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と田中監査委員におかれましては、7月2日から8月10日までの間で、延べ16日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まづもって厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

平成29年度決算に基づく普通会計の実質公債費比率は12.7%となり、平成28年の12.9%と比較し0.2%分改善をいたしました。

なお、市債残高ベースでの将来負担比率は平成29年度決算では67.4%となり、平成28年度の45.0%と比較して22.4%の増加となりました。これは、郡上市北部斎場、郡上市歴史資料館の建設及びまん真ん中広場芝生化の事業等、市債を財源とする普通建設事業費の増加に伴い、そのような数値が出たものであります。

今後とも、必要な事業の推進を図りつつ、財政の健全化に取り組み、未来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきますけれども、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いするものであります。

次に、議案第132号から議案第142号までは、平成30年度郡上市一般会計を初め、全部で11会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出では、八幡町にあります旧越前屋に係る耐震補強等の改修工事並びに土地開発基金保有土地の一般会計への買い戻しによる増額に伴い、旧越前屋改修事業に1億9,526万9,000円、GPS位置情報システムを用いた機器の導入に助成するひとり歩き高齢者家族支援事業に40万円、白鳥町内の大島工業団地整備事業に係る調整池及び道路改良に伴う事業費の増額により、企業誘致関連整備事業に2億6,071万円、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の採択に伴い、道の駅古今伝授の里やまと内に農産物等加工及び地場産品販売スペースを整備するため、道の駅施設整備事業に2,292万1,000円、学校施設のブロック塀撤去または改修工事及び雪害対応に係る体育館天井断熱材改修工事等の増額に伴い、小学校校舎等整備事業に754万3,000円、中学校校舎等整備事業に1,673万2,000円、古今伝授の里フィールドミュージアム内に建設予定の（仮称）短歌交流館新築工事着工による増額に伴い、文化施設整備事業に5,299万6,000円、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン登録に伴い、コロンビア共和国との交流推進に向けた交流大会事業の増額により、スポーツツーリズム推進事業に307万5,000円、梅雨前線等、豪雨災害による農地農業用施設、林業用施設及び公共土木施設の復旧工事の増額に伴い、現年補助災害復旧事業に10億9,120万円などをそれぞれ増額補正し、また事業内容変更に伴い、森林整備地域活動支援交付金事業3,000万円を減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、空き家対策総合支援事業補助金8,475万9,000円、地方創生拠点整備交付金1,145万9,000円、道の駅施設修繕指定管理者負担金1,146万2,000円、市有財産損害保険金1,572万6,000円、農地農業施設、林業施設及び公共土木施設の災害復旧費に係る国県支出金が合わせて6億9,651万6,000円、分担金が合わせて1,207万2,000円、災害復旧債が合わせて3億6,980万円などをそれぞれ増額補正し、また事業費補助内示の減額に伴いまして、社会資本整備総合交付金1,066万2,000円、空き家除却費支援事業補助金66万6,000円、建築物耐震化事業補助金2,026万2,000円、及び事業内容の変更に伴い、森林整備地域活動支援交付金2,125万円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳出・歳入それぞれ、増加、減少要因等を総合いたしまして、17億2,666万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

なお、先ほど申し上げました大島工業団地整備事業に係る企業誘致関連整備事業と（仮称）短歌交流館新築工事に係る文化施設整備事業の平成31年度歳出化分として、それぞれ、2億5,997万6,000円、1億5,623万6,000円の合計4億1,621万2,000円の債務負担行為を設定したことを申し添えます。

次に特別会計であります。まず、国民健康保険特別会計では、平成29年度医療給付費等交付金の確定に伴う精算により、社会保険診療報酬支払基金への返還金など522万8,000円の増額、介護保険特別会計では、平成29年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び基金積立金1億9,486万3,000円の増額、駐車場事業特別会計では、市営駐車場の看板等修繕や料金収納に係る機器の更新など387万3,000円の増額、鉄道経営対策事業基金特別会計では、長良川鉄道の運用基金及び協力基金の定期利率の確定に伴い42万2,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による一般会計繰出金159万8,000円の増額、小水力発電事業特別会計では、停電時保護電源装置交換工事251万7,000円の増額と基金積立金255万1,000円の減額を総合し、3万4,000円の減額、工業団地事業特別会計では、大島工業団地整備事業に係る造成費及び用地取得面積確定見込み等に伴い3億1,000万円の増額、大和財産区特別会計では、財産区福祉向上事業の実施に伴う一般会計繰出金など135万5,000円の増額、牛道財産区特別会計では、財産区福祉向上事業の実施に伴う一般会計繰出金120万円の増額と予備費108万1,000円の減額を総合して11万9,000円の増額、高鷲財産区特別会計では、高鷲地域小中学校への森林教室委託事業など150万3,000円の増額を、それぞれ歳出・歳入について補正するようお願いするものであります。

次に議案第143号から議案第147号までは、郡上ケーブルテレビ光化整備に係る工事請負契約の締結並びに市道路線の廃止及び認定についてであります。

郡上ケーブルテレビ光化整備につきましては、放送系、通信系のセンター設備工事と、伝送路工

事を市内2工区に分け実施するものであります。

市道路線につきましては、県営郡上南部地区広域農道整備事業による市道の改良に関連し路線の等級を変更する必要があるため、対象路線を一旦廃止し、改めて認定するもののほか、廃止・認定それぞれ3件について議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、郡上市国民保護計画の変更に係る報告、それから一般財団法人郡上八幡産業振興社等、第三セクターの経営状況に関し6件の報告、平成29年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成30年9月10日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございました。

◎議案第98号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第98号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第98号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、平成30年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,931万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億5,017万9,000円とする。

2項は省略させていただきまして、地方債の補正になります。

第2条 地方債の追加及び変更は、第2表・地方債補正による。

4ページのほうをよろしくお願いたします。第2表の地方債補正になります。追加でございます。

起債の目的、単独災害復旧事業。限度額1億3,310万円。

起債の方法については、普通貸借または証書借り入れ。利率については、3%以内。償還の方法につきましては、「政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換することができる」というものでございます。

その下、2つ目は変更になります。

起債の目的につきましては、補助災害復旧事業でございます。補正後のみ、お願いたします。

限度額につきましては2,190万円ということで、1,300万円増額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。合計といたしまして36億1,190万円とするものでございます。

それでは、内容につきましては、事業概要一覧表のほうを見ていただきたいと思います。A4の横のものでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、1ページに歳入ということになります。

款12分担金及び負担金でございます。

農業費分担金、農地農業用施設災害復旧費分担金、補正額235万1,000円。こちらにつきましては、さきの7月豪雨によります災害に係る増額でございます。

特例措置といたしまして、補助災害復旧事業と同様の取り扱いによりまして負担金を納めていただくものでございます。農地10%、施設については3.5%。123カ所に係る分でございます。

続きまして、林業費分担金、林業用施設災害復旧費分担金100万9,000円でございます。

同様に、特例措置として補助債の復旧事業と同様の取り扱いにより負担金を納めていただくものでございます。奥地3.5%、その他5%。これは77カ所によるものでございます。

款14国庫支出金でございます。公共土木施設災害復旧費負担金、公共土木施設のほうでございますけれども、さきの豪雨災害によります増額ということでございます。八幡の市道大峠線応急本復旧工事ほか3カ所で2,667万9,000円でございます。

その下、款15県支出金になります。災害救助費補助金、県被災者生活住宅再建支援事業費補助金160万円の増額でございます。

こちらにつきましても、さきの豪雨で床上浸水の被害を受けられた世帯に対する支援金の支給ということの財源になります。複数世帯については30万円、単身世帯についてはそれぞれ22万5,000円の県の補助金でございます。

その下、農業費補助金、農産物災害対策事業補助金、こちらにつきましては、さきの豪雨により

ます農作物の被害、高鷲の大根、和良のトマトに対します県の補助金ということで193万8,000円。

その下、災害救助費委託金、災害救助法委託金7万5,000円でございます。こちらにつきましては、さきの災害によりまして災害救助法の適用となりましたその関係で床上浸水の被害を受けられた世帯に対しまして生活必需品を現物支給することに対する委託金でございます。

その下、361万3,000円、こちらにつきましては避難所の運営に対する経費に対する委託金でございます。

款18繰入金、特別会計繰入金、小水力発電事業特別会計繰入金、こちらにつきましては、発電事業の収入源等によりまして152万9,000円を減額するものでございます。

財政調整基金繰入金4億1,748万1,000円、これは補正財源として基金から繰り入れるものでございます。

2ページを見ていただきたいと思います。

款21市債になります。補助災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧債1,300万円、これは八幡市道大峠線ほか3カ所の分でございます。

その下、単独災害復旧債、公共土木施設単独災害復旧債8,690万円、これは155カ所の公共土木施設の災害復旧に充てるものでございます。

同じく農地農業用施設小災害復旧債1,230万円、対象箇所については48カ所でございます。

あとは、同じく林業用施設小災害復旧債3,390万円、同じく対象箇所につきましては131カ所に対する災害復旧事業に充当するものでございます。

あわせまして、歳入の補正でございますが、5億9,931万7,000円ということになります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。歳出になります。上から順番に行きます。

郡上市被災者生活住宅再建支援事業補正額239万9,000円。先ほど歳入のほうで申し上げましたが、今回の豪雨災害によります床上浸水の被害を受けられた世帯への支援金でございます。

災害救助法関係事業7万6,000円、先ほど説明させていただいたとおり生活必需品給与事業のものでございます。9世帯に対する7万6,000円でございます。

環境衛生事務経費46万8,000円。これは、先ほどの災害によります床上・床下浸水家屋の消毒のための消毒液、また災害ごみの収集・運搬、また被災家電のリサイクル料等の増額でございます。

園芸作物振興施設等災害対策特別事業、これにつきましては農業用施設の復旧支援事業に係るものでございます。美並の大矢地区の鳥獣害防止柵によるもの、それが高鷲の大根、和良のトマトでございます。480万9,000円。

その下、下水道特別会計繰出金、農集に係る部分でございますが、こちらは切立の農業集落排水におきまして管路が被災しております。これに伴う仮復旧費分でございます。550万円。

その下、市単独土地改良事業、これは財源構成でございますけども、小水力発電事業特別会計繰入金の減によるものでございます。

災害対策事業費520万4,000円、これは避難所の開設に使用した非常用食品であるとか備蓄品の補充に伴う増額でございます。

その下、農地農業用施設単独災害復旧事業9,218万円でございます。修繕工事141カ所、それから委託料等で29カ所の分でございます。

その下、林業用施設単独災害復旧事業1億2,671万円。修繕工事等で253カ所、委託33カ所でございます。

その下、公共土木施設単独災害復旧事業2億9,372万5,000円。同じように修繕等工事でございますが、455カ所、委託47カ所に対するものでございます。

4ページを見ていただきたいと思います。

現年補助災害復旧事業（公共土木施設）でございます。4,000万円。八幡の市道大峠線の応急本復旧工事ほか3カ所の費用でございます。

その他公共施設ということで単独災害復旧事業でございます。これにつきましては、庁舎等で、明宝気良するすみの家の駐車場のり面、また和良庁舎の自家発電装置、ガス配管の仮設工事、また観光施設の中でフォレストパーク373の土砂・流木等の撤去に対する災害復旧の関係の費用ということで、合わせまして2,824万6,000円。

補正額合計で5億9,931万7,000円をお願いするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第98号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め採決いたします。議案第98号について原案のとおり承認することに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第99号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程4、議案第99号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) 第99号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))。

上記予算について、地方自治法の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして1ページ目のところですが、平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)平成30年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,279万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,286万1,000円とする。

2項は省略しまして、地方債の補正、第2条 地方債の追加は、第2表 地方債補正による。

これにつきましては専決事業概要説明の一覧をご覧ください。

5ページになりますが、直営診療所勘定といたしまして、歳入ですが、前年度繰越金と県支出金補助金といたしましては、災害救助費補助金といたしまして、県被災者生活住宅再建支援事業費補助金といたしまして補正額160万円となっております。

これにつきましては、先般の豪雨による増額ということで、複数世帯につきましては30万円、単身世帯につきましては22万5,000円ということで、3分の2の補助となっております。

県委託金といたしまして、災害救助費委託金、災害救助法委託金といたしまして補正額7万5,000円となっております。これにつきましては、災害救助法適用に伴いまして県委託金の増額です。

基準額といたしましては。

(「国保でない」と呼ぶ者あり)

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 済みません。一般会計。申しわけありませんでした。全然違いました。失礼しました。2ページのところの国民健康保険特別会計でした。済みません。

繰越金といたしましては、前年度繰越金補正額9万4,000円です。和良診療所の前年度繰越金9万4,000円、市債といたしまして、災害普及事業債といたしまして2,270万円となっております。

これにつきましては、和良診療所のところの災害に伴いまして、後ほど出てきます介護サービスの老健のほうとも関係ありますが、災害の面積案分をいたしまして、診療所につきましては、診療所と老健の案分としまして、診療所を71%、老健は29%となっております。

この診療所におきます災害復旧ですが、補助としては医療施設等の災害復旧費補助金といたしまして国の補助が2分の1あります。激甚災害となりますと3分の2となる見込みですが、申請はしておりますが、まだ査定等が終わっておりませんので、事業債のほうで組んであります。

歳出です。歳出につきましては、和良診療所災害復旧事業といたしまして2,279万4,000円となっております。これは、診療所の災害復旧に係る設計管理及び工事費となっております。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第99号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第99号について原案のとおり承認することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第100号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程5、議案第100号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 議案第100号 専決した事件の承認について（平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただいて1ページをお願いします。

平成30年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,054万8,000円とする。

2項については記載のとおりでございます。

地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、第2表 地方債補正による。

平成30年7月11日専決、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして3ページをお願いします。

第2表 地方債の補正でございます。

災害復旧事業限度額600万円を追加するものでございます。

次に、平成30年度補正予算の事業概要説明表の6ページをお願いします。下水道事業特別会計の歳入でございます。

款4 農業集落排水事業県補助金、補正額1,050万円、款5 農業集落排水事業一般会計繰入金550万円、款8 農業集落排水事業債600万円、合計で2,200万円でございます。いずれも平成30年度7月豪雨に係る災害復旧事業分でございます。

次に歳出でございます。

款6 農業集落排水災害復旧事業、補正額2,200万円であります。平成30年7月豪雨による災害復旧費、切立農業集落排水管路復旧の赤谷地内の111メートル分でございます。

以上でよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第100号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第101号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程6、議案第101号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

郡上借楽園長。

○郡上借楽園長(清水宗人君) 議案第101号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2ページをおめくりください。

平成30年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ977万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,818万5,000円とする。

第2項は次のとおりです。

地方債。

第2条ですが、第2表 地方債による。

平成30年7月11日専決、郡上市長 日置敏明。

事業の内容については事業一覧表の7ページをご覧ください。

先に歳入のほうです。

款6繰越金です。7万7,000円、前年度の繰越金。款8災害復旧事業債970万円。これは、さきの豪雨によるものでございます。

歳出のほうです。

款5和良介護老人保健施設災害復旧事業977万7,000円。先ほどの説明と同じでございます。国民保険の特別会計の直診分の内容と同じでございます。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第101号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第101号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第102号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程7、議案第102号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、議案第102号でございます。

専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決

処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。

平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）。

平成30年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,184万4,000円とする。

2項は省略いたします。

平成30年7月11日専決、郡上市長 日置敏明。

この中身につきましては、事業概要一覧表の8ページをごらんいただきます。8ページでございます。

まず、歳入のほうですけれども、18万5,000円のマイナスの補正でございます。これにつきましては、7月初旬の豪雨災害によりまして、阿多岐の発電所、ここが4日間停止いたしました。それに伴います売電収入の減額でございます。その減額が18万5,000円でございます。

そして、下の歳出のほうですけれども、その下の行から行きますけれども、災害復旧事業というのを2行目に出しております。134万4,000円でございます。

これにつきましては、阿多岐発電所の除塵機といいまして、いわゆるごみを取り除くそういう装置がございますが、そこへ至る水路のところの土砂あるいは電気を運びます引き込み電柱、こういった電柱がございますけれども、その電柱の根元のところの土砂が崩れておりまして、修繕が必要な状態になりました。

あわせて、ポンプにも落ち葉あるいはそういった砂等の異物がかみ込みまして、修繕が必要ということで、ポンプについては既に分解修理を行っております。そういった修理費の合計の金額が134万4,000円でございます。

その合計に収入の減額をプラスしまして152万9,000円になります。この分を一般会計の繰出金から減額しようというものでございますので、それを相殺しまして歳出のほうも18万5,000円の減額となりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第102号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第103号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程8、議案第103号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾松幸君) それでは、議案第103号をよろしく願いいたします。

専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算(専決第1号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、予算書のほうになります。

平成30年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,947万4,000円とするものでございます。

それでは、事業概要一覧表のほうをよろしく願いいたします。最終ページの9ページになります。

歳出のほうから先に説明させていただきたいと思います。

造林事業、これは、さきの豪雨災害によりまして水沢上地内の作業路ののり面が崩壊したことに伴います5カ所の災害復旧工事に係る経費でございます。1,277万4,000円。

その経費といたしまして基金を繰り入れるものが894万2,000円、それから工事負担金といたしまして383万2,000円でございます。こちらにつきましては、水沢上地内の作業路につきましては、めいほうスキー場でゲレンデの連絡通路として冬に利用しているものでございまして、その利用期間の分について負担していただけるということで、30%分につきましては、工事負担金としてめいほうスキー場からいただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第103号について原案のとおり承認することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第104号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程9、議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 議案第104号 専決処分した事件の承認について（平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月11日次のとおり専決

処分したので報告し、承認を求める。

平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただいて、1ページをお願いします。

平成30年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号）。

総則。

第1条 平成30年度郡上市水道事業会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。業務の予定量。

第2条 平成30年度郡上市水道事業会計第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業、災害復旧事業の追加でございます。

収益的収入及び支出。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び予算の予定額を次のとおり補正する。

収入といたしまして、第1款水道事業収益特別利益382万5,000円、支出といたしまして第1款水道事業費用特別損失3,429万1,000円であります。

次に資本的収入及び支出。

第4条でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入といたしまして、款1資本的収入、企業債、補助金合計で5,000万円であります。支出といたしまして、款1資本的支出、建設改良費5,000万円であります。

続きまして、1枚おめくりいただいて2ページをお願いします。

企業債でございます。

第5条 予算第5条で定めた表に次の表の項を加える。

災害復旧事業、限度額2,500万円を加えるものでございます。

平成30年7月11日専決、郡上市長 日置敏明。

続きまして、9ページをお願いします。実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出といたしまして、収入、水道事業収益、補正予定額382万5,000円でございます。災害関連構築物除去に係る長期前受金の精算分でございます。

支出といたしまして、水道事業費用補正予定額3,429万1,000円でございます。災害復旧費、災害に係る構築物除去損分でございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページをお願いします。

資本的収入及び支出といたしまして、収入資本的支出、企業債、補正予定額2,500万円でございます。補助金2,500万円でございます。国庫補助金分でございます。

支出といたしまして、資本的支出、排水設備改良費、補正予定額5,000万円でございます。白鳥浄水場長良川の取水施設の木工沈床の復旧分でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第104号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。開会は11時5分とします。

（午前10時52分）

○議長（兼山悌孝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第105号（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程10、議案第105号 人権擁護委員の候補者につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、議案第105号をよろしくお願ひいたします。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日の順に読まさせていただきます。

郡上市八幡町市島1397番地1、細川竜弥、昭和32年10月31日、新任でございます。

続きまして、郡上市白鳥町二日町202番地1、三島一朗、昭和21年12月20日、再任でございます。

郡上市白鳥町六ノ里375番地、出井建雄、昭和23年5月28日、再任でございます。

郡上市白鳥町向小駄良321番地、佐藤百合子、昭和23年12月8日、再任でございます。

郡上市明宝気良2211番地の1、大林稻子、昭和33年3月21日、新任でございます。

新任の御二人でございますけれども、細川さんは、市役所に長く勤められた経験から、人権に関する知識も高く、また、地歌舞伎の指導者として活躍されるなど、地域住民の方からの信頼も厚いことから、今回、推薦させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、大林様は、教職員として長く勤められ、在職中は特に地域教育に貢献されており、人権擁護委員とのかかわりも深いことから、今回、推薦させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この5名の任期につきましては、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第105号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第105号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第106号から議案第108号までについて（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程11、議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例

についてから、日程13、議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明については、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いします。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） よろしくお願いいいたします。

まず、議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、八幡町西乙原地区の交通空白地の解消を目的に、相生線のルートを変更することに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改め分がございまして、次のページから新旧対照表がございまして、そして、さらにもう一枚ですけれども、資料といたしまして、相生線ルート変更図を添付させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

本年3月に策定いたしました地域公共交通網形成計画に基づきまして、八幡町西乙原地区の交通空白地の解消を図ろうとするものでございます。自主運行バスの相生線ルートを見直しまして、移動手段を確保いたします。

この相生線は、宇留良を起点としまして、市役所前を終点とする路線でございます。現行ルートにつきましては、夏としては緑色で標示しておりますけれども、相生中山から長野間を主要地方道大和南線の利用によるルートとしておりますし、冬ルートとしては青色で標示しておりますが、同区間を国道165号でカバーしておるルートでございます。

この路線に、新たに西乙原ルートとしまして、赤色で標示しておりますが、相生の大奈良橋を起終点としまして、バス停を設置します八幡西中前及び蓮心寺前を経由する周回ルートを加えようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページでございますが、第2条の表中に、相生線の運行ルート、運行距離を2.9キロメートル延長しまして、18.9キロメートルに改めること、また、別表2ページをごらんいただきたいと思います。この相生線料金表のうち、夏季、冬季ともにバス停となります八幡西中前及び蓮心寺前前を加えまして、各バス停からの料金を100円と定めるものでございます。

なお、この条例の改正の施行日につきましては、中部運輸局の許可等を得て運行開始を予定しております。本年10月9日としております。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、防災行政無線戸別受信機の整備による音声告知放送の廃止及び郡上ケーブルテレビの光化整備に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これも、1枚おめくりいただきますと、改め分がございまして、さらに2枚おめくりいただきますと、新旧対照表が添付しております。

その説明は、その後に添付しております資料をごらんいただきたいと思いますと思いますが、そちらでさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

主な改正内容でございますけれども、1つ目は、加入者に御負担していただくことになっております引き込み及び宅内工事の費用の一部または全部について、今回の光ケーブル整備も含めまして、切りかえ工事も含めまして、市長が特に必要と認めるときは、市の負担とする規定の追加をするものでございます。

2点目は、利用料金に加えまして、加入料の額におきましても、条例の定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることを可能とする規定の追加。

3つ目は、防災行政無線整備による音声告知放送の終了に伴いまして、音声告知放送プラン及び音声告知端末の無償貸与の規定を削除するもの。

4つ目は、光化整備に伴う用語類の改正等でございます。

施行日ごとの改正内容についてでございますが、この条例改正につきましては、同一の条項において施行期日を異にしたものがございます。そのため、3つの施行期日を定めておりますので、改め分につきましては、施行期日ごとに条立てして規定をさせていただいております。

施行期日ごとにどのような改正がされているかについて、御説明をさせていただきます。

まず、公布の日から施行いたしますのは、競合他社の参入等に対応するため、加入促進等に向けた柔軟な事業運営が可能となるよう諸規定を整備するもので、市長が特に必要と定めるときは、引き込み及び宅内工事の費用の一部または全部を市の負担とする規定を追加するもの、また、施設を指定管理させる場合、指定管理者は利用料金について条例で定める額の範囲内で市長の承認を得て定めることができ、また、指定管理者の収入として収受させるものとしているが、これに加えまして、加入料につきましても、同様の取り扱いをさせていただきたいということで、指定管理者の柔軟な運営環境を整えるものでございます。

そのほかでは、放送衛星によります放送、NHKのBS等ですけれども、これについては、開局当初から基本チャンネルのサービスに含まれておりましたが、平成27年3月12日正午からのアナロ

グ放送終了をもちまして、このサービスは終了しております。今後もBS放送の予定はありませんので、当該記載を削るものでございます。

次に、31年1月1日から施行いたしますのは、防災行政無線戸別受信機の整備により、音声告知放送が今年12月をめどに廃止するというに伴う改正でございます。

音声告知放送の終了に伴いまして、告知放送機器を市が無償で貸与する規定がございますが、それを削るもの、また、音声告知放送の終了等に伴う用語の意義の改正としまして、用語の意義の中に、まず、「アナログ放送」というものが残っておりますけれども、既に終了しており、以降の記載もないことから削らせていただくというものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

また、宅内機器の用語の意義から、「音声告知放送」を削るもの、「音声告知放送」を用語の意義から削るもの、音声告知端末に可能性の一つとして付随していた「IP電話」を用語の意義から削るものなどがございます。

その他、IP電話も廃止することに伴いまして、施設の業務から「IP電話サービス」という記載がありますので、それを削るもの。加入料を無料にする規定から「音声告知放送プラン」を削ることや、加入料を返還しない規定から、「基本チャンネルから音声告知放送プランへ変更した場合」を削るものなどの条文整理を行いますし、改正に伴う条の削除、号の繰り上げ等により読みがえ規定を改めるものや、別表第1から、「音声告知放送」、「IP電話」及び「音声告知放送プラン」を、記載を削るというものなどがございます。

別表第1の改正前後は、この表のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

最後に、平成31年4月1日から施行しますのは、光化整備に伴いケーブルテレビの配線方式が変わるため、設置する機器等が変更になることに伴う用語の意義の改正でございます。例えばタップオフという機器をドロップクロージャーに改めるもの、それから、3ページでございますが、保安器をV-ONUという機器に改めるもの、引込端子の用語を、意義を改めるもの、宅内機器からケーブルモデム等を削るもの、タップオフ、保安器をドロップクロージャーからV-ONUに改めるものなどの改正を行いたいと思っております。

なお、4ページ、5ページにつきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容を条ごとにあらわしたものでございますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、最後の2枚ですが、カラー刷りの別紙をごらんいただきたいと思います。

まず、1枚目の別紙1でございますけれども、左が現状でございます。一定のところまで、光ケーブルが現在も引かれておりますが、それ以降のケーブル、同軸ケーブルでございますが、その同軸ケーブルを引き込み、タップオフという機器から引き込んでおりまして、各家庭に引き込んでおりまして、その引き込みの保安器がございますので、そこからテレビと音声告知放送の端末につ

ながっております。

また、音声告知放送からは、IP電話とインターネット、事業者についてはインターネット回線がつながっておるということになります。右が光化整備後であります。同軸ケーブルを光ファイバーケーブルにかえまして、ドロップクロージャという機器を途中につけます。そこから光ケーブルで各家庭に引き込むと、引き込んだところにV-ONUという機器がございまして、そこからテレビの方のみは宅内へ、既存のテレビのケーブルとつないでいただきますし、インターネットの加入者の方につきましては、V-ONUという下に青い箱がありますけれども、それを設置しましてインターネットを利用いただくこととなります。

なお、現行の音声告知端末につきましては、引き込み工事の際に撤去をする予定をしております。

もう一枚、別紙2でございますが、別紙2につきましては、引き込み工事箇所と宅内工事箇所のイメージでございます。

左側の写真の左手が屋外に取りつくもの、右が屋内に取りつくものでございます。こういった機器等を設置していただくこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、防災行政無線戸別受信機の施設整備による音声告知放送の廃止及び郡上ケーブルテレビの光化整備に伴い、所用の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

本条例改正につきましても、添付しております資料で説明をさせていただきたいと思っております。資料をごらんください。

本条例は、いわゆるインターネットの利用に関する条例でございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、インターネットにおけるエコノミーコースにつきましては、通信速度が遅く、現在のインターネット環境に適さないため、廃止をいたします。

2つ目は、利用料金に加えまして、加入料の額においても条例で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることを可能とする規定の追加でございます。

3つ目は、市長がサービス提供のための加入申し込みの承認を行わない場合の規定から、音告がなくなりますので、「音声告知放送プランのみを利用している場合」という記載を削るものでございます。

4つ目は、光化整備等に伴う用語の意義の改正。

5つ目は、インターネットを利用する場合に、新たに必要となる引き込み工事及び宅内工事の施工区分や費用区分の規定を追加させていただくとともに、加入者に負担をしていただくことになっております費用の一部または全部について、市長が特に必要と認めるときは、市の負担とする規定を追加するものでございます。

6つ目は、インターネット利用料の改正でございます。

施行日ごとの改正内容についてですが、この条例改正につきましても、3つの施行期日を定めていることから、改め分を施行期日ごとに条立てして規定を同様にしております。

まず、公布日から施行いたしますのは、インターネットの利用環境の変化に伴う料金プランの変更及び競合他社の参入等に対応するため、加入促進等に向けた柔軟な事業運営が可能となるよう規定を整備するもので、通信速度が一番遅いエコノミーコースを廃止するもの。また、施行日において、エコノミーコースに加入している方々につきましては、周知期間を経て、31年の5月31日につきましては、廃止をする予定としております。

このインターネット料金プランの表中、一般加入者、次のページに事業加入者ありますけれども、この1,000円のエコノミーコースを削除するというものでございます。

ちなみに、2ページでございますが、エコノミーコースの加入者の推移につきましては、平成17年7月現在で2,148件ございましたが、時代の環境に合っていないということで、多くの方がその他のコースに移っていただいて、平成30年7月現在では377件となっているところでございます。

また、施設を指定管理させる場合、指定管理者は利用料金について条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めることができ、また、指定管理者の収入として収受させるものというふうに今なっておりますが、これに加えて、加入料も同様の取り扱いをいたしまして、指定管理者が柔軟な運営環境を整えるというものでございます。

次に、平成31年1月1日から施行いたしますのは、防災行政無線戸別受信機の整備によりまして、音声告知放送が12月をめぐりに廃止するというに伴う改正であります。

現在、インターネットの加入承認は、テレビの加入を条件というふうにしておりますので、テレビのサービスを提供しない音声告知放送プランのみの加入者は、インターネットの加入承認を行わないと定めております。防災行政無線の戸別受信機の整備による音声告知放送の終了に伴いまして、音声告知放送プランを廃止することから、当該規定も削らせていただくものでございます。

最後に、平成31年4月1日から施行いたしますのは、光化整備に伴いケーブルテレビの配線方式が変わるため、設置する機器等が変更になることに伴う用語の意義の改正、引き込み及び宅内工事の施工区分や費用負担の規定の追加、料金プランの改正でございます。

光化整備の実施に伴う用語の意義の改正につきましては、まず、IPアドレスというものが、今記載がありますけれども、これはもうございませんので、削るというものや、ドロップクロージ

ャー及びV—ONUにつきましては、光化整備により設置する機器でありますので、こういったものの用語の意義を加えるもの。光化整備後において、インターネット加入の際に必要な引き込み工事及び宅内工事の用語の意義を加えるもの。また、光化整備後の端末敷設装置が、ケーブルモデムからV—ONUに変更になるため、用語の意義を改めるものでございます。

また、現行の設備では、3ページになりますが、音声告知端末から、加入者が直接インターネットにつながることができましたので、必要ありませんでしたが、光化整備後においては、インターネット加入の際に必要な引き込み工事及び宅内工事がございますので、その規定を追加するもの。また、競合他社に対応するため、事業収支のバランスのとれる範囲内において、施設の運営が柔軟に行えるよう市長が特に必要と認めるときは、引き込み及び宅内工事の費用の一部または全部を市の負担とすることができるように規定を追加するものでございます。

最後になりますが、光化整備により、施設が新しくなりますので、インターネット料金プランを改めるものでございます。

なお、本整備は、平成32年度まで行われるため、センター設備は当然ですが、宅内工事まで完了した加入者から順次改正後のプランを適用していくことといたしております。

このインターネット料金プランの表中、一般加入者、事業者、加入者とも、利用料の変更は考えてございませんが、例えば、利用料、月額2,000円については、今までライトコースとしていたものを2メガコースとしまして、上位に移っていただけるよう速度は据え置きとしました。

なお、3,000円については、10メガコースとして10メガバイト、8から10メガ、4,000円については20メガから50メガのコースとしまして、50メガバイトにしますし、5,000円については、100メガのハイパーコースを200メガのコースにします。そして、新たに6,500円のコースとして、1ギガ、1ギガバイトを設けました。

なお、事業者が加入する場合も、コースとしては同様でございます。

次の4ページから6ページ目までは、ただいま御説明申し上げました改正内容を条ごとにあらわしたものですので、説明は省略させていただきたいと思っております。

また、別紙につきましても、ケーブルテレビ条例の一部改正資料と同じですので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第109号から議案第131号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程14、議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

てから、日程36、議案131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの23議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第109号から議案第131号まで、今回、決算認定に移ります全23会計の議案の表題につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成29年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第125号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第126号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第127号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第128号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第129号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第130号 平成29年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。平成30年9月10日提出、郡上市長 日置敏明。

済いません、続きまして、平成29年度決算総括表というものをお配りさせていただいております。そちらのほう、A3の縦長になりますが、よろしいでしょうか。各会計ごとに予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差し引きを一覧にした表でございます。上から順番に申し上げます。

ただきたいと思えます。

一般会計、歳入決算額324億3,861万8,309円、歳出決算額314億4,299万5,973円。あとは歳入決算額、歳出決算額を省略させていただきますので、金額のみ読み上げさせていただきます。

国民健康保険特別会計、56億7,387万6,500円、51億7,160万1,010円。直営診療施設勘定でございます。4億9,483万6,803円、4億6,676万1,399円。

簡易水道事業特別会計、14億1,372万560円。13億1,301万9,558円。

下水道事業特別会計、23億1,014万4,168円、22億8,406万5,645円。

介護保険特別会計、43億7,402万3,392円、41億7,916万259円。

介護サービス事業特別会計、6億9,883万7,880円、6億8,517万2,636円。

ケーブルテレビ事業特別会計、1億3,985万5,734円、8,607万1,734円。

駐車場事業特別会計、615万3,444円、227万8,755円。

宅地開発特別会計、35万8,386円、35万6,356円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、6,435万5,783円、5,890万5,000円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、130万3,956円、130万3,956円。

後期高齢者医療特別会計、5億8,827万2,019円、5億7,399万2,485円。

小水力発電事業特別会計、1,381万7,459円、1,381万7,459円。

大和財産区特別会計、2,443万7,478円、1,127万7,948円。

白鳥財産区特別会計、1,713万9,085円、1,529万8,448円。

牛道財産区特別会計、1,121万6,946円、168万1,364円。

石徹白財産区特別会計、2,900万5,735円、2,318万1,057円。

高鷲財産区特別会計、4,036万7,529円、2,106万4,436円。

下川財産区特別会計、598万5,269円、84万3,445円。

明宝財産区特別会計、3,429万5,819円、1,696万8,976円。

和良財産区特別会計、819万248円、237万2,537円。

一般会計と特別会計、歳入の合計が483億8,881万2,502円、歳出の合計でございますが、463億7,219万436円でございます。

続きまして、水道事業会計でございますが、収益的収支、歳入決算額でございます。3億7,479万4,924円、歳出決算額2億8,690万4,598円。資本的収支3,462万円、2億9,561万3,730円でございます。

病院事業会計、収益的収支、歳入決算額39億5,807万3,695円、歳出決算額41億7,455万4,023円、資本的収支2億9,836万8,000円、5億7,880万3,552円でございます。

総括表日程に基づきまして、歳入の決算額と歳出の決算額を申し上げます。

このほかに、決算を御審議いただく資料といたしましては、監査委員御提出の決算審査意見書とともに、細かく資料を用意させていただいております。

決算書といたしましては、一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書、それから水道事業会計決算書、病院事業会計決算書、病院事業会計決算報告書を提出させていただいております。

さらに資料といたしまして、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概況、それから、同じく主な事業報告、それから決算資料、それから参考資料、病院事業会計決算附属資料、それから郡上市病院事業会計附属資料2ということで出させていただいております。

これらにつきまして、それぞれ御確認いただきながら御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をお聞きいただきたいと思っております。

代表監査委員 大坪博之君。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 平成29年度決算審査報告。

平成29年度決算の審査の結果につきましては、平成29年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成29年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から御報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月2日から8月10日において、決算調書及び資料による書類審査を14日間、また別途、現地審査を2日間の合計16日間にわたり田中康久監査委員と2人で実施いたしました。

財政厳しい状況の中で、実質公債費比率が12.7%となりましたことは、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署においては節約に努められた結果があらわれていると認識いたしました。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております平成29年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりとなっておりますので、お目通してください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などにつきましても、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていると認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりであります。

38ページをごらんください。

それでは、御説明申し上げます。

平成29年度の財政状況は、産業拠点施設整備事業や道の駅施設整備事業、体育施設整備事業、焼却施設解体事業及び公共施設整備基金の積立増などにより、支出済み総額は前年度より30億6,937万円程度の増額となっております。

一般会計歳入総額324億3,862万円と特別会計歳入総額159億5,019万円の合計483億8,881万円から、一般会計歳出総額314億4,300万円と特別会計歳出総額149億2,919万円の合計463億7,219万円を差し引いた形式収支は20億1,662万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越しすべき財源1億9,988万円を控除した実質収支の18億1,674万円の黒字であります。前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億865万円の増となっております。

平成29年度一般会計の地方債については、前年度に比べ21億8,220万円の増となる37億2,930万円の借り入れとなっており、補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債を除く新規発行額は37億2,930万円と、前年度に比べ21億7,520万円の増となっております。42億1,731万円を元金償金しましたが、平成29年度末残高は3億1,319万円増加し、339億3,688万円となりました。

しかし、利子償還額は前年度と比べ、8,286万円の減となる2億8,111万円となっております。

将来負担比率に関しては上昇し、財務状況は硬直化の方向へ進んだと言えます。

普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいですが、前年比2.3ポイント上昇し、87.7%となっております。

しかし、実質公債費比率は、前年比マイナス0.2ポイントの12.7%と改善されており、これまでの良好な財政運営の努力がうかがえます。

基金の残高としては、財政調整基金は31億9,717万円で、前年度に比べ10億4,868万円の減、減債基金は3,884万円となっております。基金全体の残高合計は97億7,174万円となり、前年度より14億5,854万円の減となっております。

市税は、前年度より9,218万円と、減となっており、これは時点修正による土地価格の下落、償却資産の通常の減価償却により固定資産税が減となったことが影響しているなどと考えられます。

市の債権の収納状況については、徴収嘱託員が2班体制で臨戸訪問し徴収するなど、きめ細やかな徴収体制が確立されたことで、市税全体の徴収率は、前年度を若干上回っております。

国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者分合わせ、収納率は前年度の79.08%から79.28%へと0.20ポイント増加しましたが、過年度分と合わせると2億8,557万円と大きな滞納額となっております。

また、住宅使用料や過年度分の学校給食費などが、徴収率が落ち込んでおり、滞納額が増加しております。

滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分を徴収することが重要であります。徴収嘱託員による現年度分を中心とした徴収を進めるとともに、それぞれの担当職員は粘り強く業務を遂行され、収納率向上に努められるよう望みます。

また、過年度分がいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進められているようですが、さらなる厳しい措置をとることも必要と考えております。

平成29年度は、郡上市高鷲吼高原スポーツ広場、まん真ん中広場、郡上市産業プラザ、郡上市歴史資料館など、大規模な施設が整備されたため、それぞれ現場監査を行いました。

郡上市高鷲吼高原スポーツ広場とまん真ん中広場は所管部署が異なっていますが、投資効果が最大限に発揮されるよう努めていただきたいと思います。

郡上市産業プラザにつきましては、ただ建物が建設されたということではなく、市・民間が方向性を同じくし、役割分担をしながら、さらなる産業振興と地域活性化につながるよう努めていただきたいと思います。

道路改良工事等につきましては、道路改良の終点までを見据えた実効性の高い路線計画とするため、地元地権者等の意思確認を十分にとった上で用地交渉に当たり、事業を推進されたいと思います。

今後は、人口減少の中で、地方交付税を初め財源の大幅な拡充が望めない中で、また、限られた職員数の中で、有効な事業を行っていくために、事業の優先順位づけが必要となってくると思います。

予算編成のあり方、仕組みについては、より一層研究や検討をしていただきたいと思います。

以上で、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。

続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして、御報告申し上げます。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、平成29年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されておりますので、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているのか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計については若干個別の御説明を申し上げたいと思います。

まず、病院につきまして、審査意見を申し上げます。

14ページをごらんください。

両病院とも前年度に引き続いての赤字決算となり、大変厳しい状況となっております。

業務の実績については、入院患者数では、郡上市民病院は増加しておりますが、国保白鳥病院は減少しております。外来患者数では、両病院とも減少しております。

郡上市民病院の年間病床利用率は85.3%で、前年比0.6ポイントと少し増加となっております。国保白鳥病院の病床利用率は前年比1.7ポイントの減の67.6%と減少しており、両病院とも今後の動向が気にかかるところであります。

設備の充実につきましては、市民病院は全身用X線CT装置の更新等9点で、1億1,628万7,100円の医療機器等の整備が行われました。耐用年数を超えた医療機器の更新が主な理由であります。より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と理解しております。

白鳥病院は、全自動血液凝固測定装置の更新等9点で、1,374万4,000円の医療機器等の整備にとどまり、資金繰りの悪化により予定した機器の整備がなされておられません。

財務比率を見ますと、経常収支比率につきましては、市民が93.53%と前年度に引き続き理想比率の5%を下回っております。白鳥病院も、前年度と比べ4.9ポイント改善しておりますが、99.13%と100%を下回っております。

医業収支比率は、白鳥病院で増加しているものの、両病院ともに引き続き100%を下回っております。

固定比率は依然として高いままでありますが、特に白鳥病院は非常に高い状態で推移しております。

流動比率は、両病院とも理想比率の200%を下回っております。

自己資本構成比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率とする50%を大きく下回っております。

未収金につきましては、窓口負担分は前年度より増加しておりますが、保険やその他について減少しているため、総額では減少しております。

今後も、未収金の根源である現年度の滞納の原因をよく分析し、対策を講じることが肝要であります。

また、かなり前からの滞納もあり、なかなか減っていかない状況であります。受益者負担の公平性の観点から、今後とも債権の適切な管理と新たな滞納の原因発生防止に努めていただきたいと思います。

平成29年度は、市民病院におきましては、手術件数及び診療単価の減少等により、大変厳しい結果となりました。白鳥病院は、県北西部地域医療センターとして3年目となり、医師の支援体制については順調に推移されていると思われま。また、本格的に地域包括ケア病床を導入したことにより、診療単価が増加し、入院収益をふやすことができたと思われま。

刻々と変化する社会情勢の中で、進むべき方向を見誤ることなく進んでいくことは、決して容易なことではありませんが、両病院ともに、今後もサービスの向上とコスト縮減に努めていただくとともに、医師や看護師等の医療従事者……、申しわけない、配付資料には「医療従者」となっておりました。1文字ちょっと抜けておりましたので訂正いたします——の持続的な確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努めていただきたいと思います。

以上が、平成29年度郡上市病院事業会計に関する意見審査であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民には欠かすことのできない施設であります。病院・病床機能の役割分担等、課題はありますが、公立病院経営が順調に推移していくことを期待申し上げます。

次に、水道事業につきまして審査意見を申し上げます。

27ページをごらんください。

平成29年度の業務実績は、給水人口の減少等により、年間給水量が減っております。

なお、有収率は、前年度の84.5%から82.2%となり、2.3ポイント低下しております。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は、137円17銭となっており、営業費用は159円3銭となっております。1立方メートルの水道水を給水することにより、前年と同様22円程度の給水損失となっております。

しかし、給水収益が0.5%と少し増加となったことにより、営業利益も少し増加となっております。

営業収支比率は100%を割っておりますが、総収支比率が125.88%と、理想比率の100%を超えており、経営状態は良好と言えます。

未処分利益剰余金は、8,922万円を計上し、前年度に続き黒字経営となっております。

平成30年度からは、簡易水道事業との統合がスタートし、より困難な状況が見込まれますが、引き続き経営努力に取り組まれていただきたいと思います。

次に、流動比率を見ますと、616.46%であり、理想比率の200%を大きく上回っていることから、経営状態は良好であると言えます。

給水収益の未収金は、発生から5年を経過した平成24年度分78万円を不納欠損処理したことと、回収努力により年々改善されております。今後も、未収金の新規発生を防ぐとともに、さらなる過年度の未収金の回収に努力されたいと思います。

今後も、人口減に加え、節水意識の定着や節水機器の普及等により、給水収益は減少傾向が続くと見込まれます。平成30年度からは、簡易水道事業特別会計が企業会計に取り入れられ、経営はさらに悪化すると考えられます。また、老朽化した管路の更新に、多年度にわたり相当な費用がかかると予想されます。適正な料金への見直しを視野に入れたより効率的な運営を展開されるとともに、

本来の目的である良質な水の安定供給に努められたいと思います。

以上が、平成29年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後に、財政健全化判断比率等の審査も実施しております。

後に報告されることになっておりますが、健全な財政運営に向かって努力された結果といたしまして、将来負担比率は67.4%と前年度より22.4ポイント上昇しておりますが、実質公債費比率は12.7%と前年度比0.2ポイント減と改善され、良好な財政運営の努力がうかがえます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公益企業等の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれていませんので、財政的な心配はないと思います。

以上をもちまして、御報告申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 代表監査委員におかれましては、詳細な報告をありがとうございました。長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、本当に御苦労さまでした。監査委員のお二人に感謝申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

指摘されました事項につきまして、今後の決算認定の審査に十分考慮させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより昼食のため1時まで休憩といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(午後 0時04分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（兼山悌孝君） 18番 美谷添生議員については、少しおくれるとの報告を受けておりますので、お願いします。

先ほどの代表監査委員の発表の中で、一部訂正があるとの申し出がございましたので、よろしく願いします。

大坪代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 済みません、先ほど、審査報告の中で、一般会計の審査意見の市税の収納状況のところ、市税の収納と申し上げるところを、市の債権の収納と申し上げましたので、訂正をお願いします。

後ほど、資料も差しかえさせていただきますので、よろしく願いします。申しわけありませんでした。

○議長（兼山悌孝君） ページ数がわかりますか。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 38ページの下から8行、9行目ですか。けど、また差しかえは後で行いますのでお願いします。

○議長（兼山悌孝君） それでは、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第109号から議案第131号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することといたしたいと思ひます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第131号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、決算認定特別委員会について行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思ひます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託をいたしました議案第109号から議案第131号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思ひます。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思ひます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を、決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第132号から議案第142号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程37、議案132号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程47、議案第142号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、議案第132号から議案第142号まで11会計の補正予算案の議案の表題につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案第132号 平成30年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

議案第133号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

議案第134号 平成30年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

議案第135号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第136号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について。

議案第137号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

議案第138号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第139号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について。

議案第140号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

議案第141号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について。

議案第142号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

済みません、予算書のほうをよろしくお願いたします。

一般会計補正予算書（第2号）でございます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億2,666万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ306億7,684万1,000円とするものでございます。

2項は省略させていただきます。債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるということで、6ページを見ていただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。こちら、追加になります。1つ目ですけれども、企業誘致関連整備事業、こちらにつきましては、大島の工業団地におきます市道大平線2工区、また、調整池2カ所に係る、年度を超えて契約する分でございます。期間につきましては、平成30年度から平成31年度まで。限度額といたしまして、2億5,997万6,000円とするものでございます。

その次に、続きまして、文化施設整備事業。こちらにつきましては、仮称でございますが、短歌交流館整備事業に係ります、同じく年度を超えて契約する部分でございます。平成30年度から平成

31年度まで。限度額につきましては、1億5,623万6,000円。合わせて、4億1,621万2,000円をお願いするものでございます。

第3表、地方債補正。変更になります。一般単独事業の合併特例事業でございます。補正後の限度額でございますが、22億6,700万円ということで、1億5,040万円の増額ということになります。記載の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

補助災害復旧事業につきましては、3億9,170万円で、3億6,980万円の増ということでございます。

まず、合併特例債におきましては、総務債のほうにおきまして、主に旧越前屋の耐震補強改修に伴うものでございますし、商工債におきましては、大島工業団地の市道大平線の改良に伴うものでございます。あと、補助災害復旧事業債につきましては、公共土木施設45カ所、それから農地農業用施設29カ所、林業施設46カ所の工事に伴うものでございますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、今回お配りしております事務事業概要一覧表によって御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）になります。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ522万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億4,512万7,000円とするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書の第1号をよろしく願いいたします。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,486万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億3,890万7,000円とするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、駐車場事業特別会計補正予算書第1号でございます。

平成30年度郡上市の駐車場事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ387万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ797万2,000円とするものでございます。

続きまして、鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算書第1号でございます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ130万4,000円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書第1号でございます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9,629万9,000円とするものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,181万円とするものでございます。

続きまして、工業団地事業特別会計補正予算書第1号でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,410万1,000円とするものでございます。

2項は省略させていただきます。第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

第3条、地方債の起債でございます。地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為、新規でございます。工業団地造成事業、こちらにつきましては、大島工業団地におきます団地造成事業に係ります。年度を超えて契約する部分でございます。期間につきましては、平成30年度から平成31年度まで。限度額につきましては、2億1,180万円をお願いするものでございます。

3表、地方債補正。変更になりますが、工業団地造成事業でございます。補正後の限度額でございますが、6億6,410万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じということになります。3億1,000万円の増でございます。

続きまして、大和財産区特別会計補正予算書第1号をよろしくお願いをいたします。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,335万5,000円とするものでございます。

続きまして、牛道財産区特別会計補正予算書第1号でございます。

1枚おめくりをいただきまして、平成30年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,545万1,000円とするものでございます。

続きまして、最後になります、高鷲財産区特別会計補正予算書第1号でございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,999万1,000円とするものでございます。

以上、11会計につきまして、補正予算の上程でございます。

それぞれ、先ほど申し上げました事業概要説明一覧表にて記載してございます。これを参考に御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいま説明のありました議案第132号から議案第142号までの11議案については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま、予算特別委員会に付託しました議案第132号から議案第142号までの11議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月11日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることとしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号から議案第142号までの11議案については、9月11日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第143号について（提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程48、議案第143号 工事請負契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事）を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 議案第143号 工事請負契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事）でございます。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

1、契約の目的。郡上ケーブルテレビ光か整備センター設備工事。

2、契約の方法。指名競争入札による。

3、契約金額。2億1,016万8,000円。

4、契約の相手方。東京都江東区木場一丁目5番1号、株式会社フジクラエンジニアリング、代表取締役社長丹正之。

5、工事の場所。郡上市八幡町島谷130番地1ほか。

6、工事の概要。センター設備工事。放送系・通信系一式でございます。

おめくりいただき、資料をごらんいただきたいと思います。

工期につきましては、本契約締結日より、平成33年3月19日まででございます。

また、工事概要につきましては、平成15年度に整備された施設の老朽化に伴い、伝送路はセンターから加入者宅までを光ファイバーでつなぐ方式により、また、センター設備は当該方式に対応するために整備を行うものでございます。あわせて、現在、庁舎間を結んでいる既設の架空幹線に加え、国道に埋設された情報ボックスを利用して2ルート目を整備することで、幹線を冗長化し、冗長化と申しますのは、万が一に備え代替用の設備を用意しておき、故障や障害が発生した場合にもサービスを継続的に提供できるようにしておくことを言います。冗長化し、通信基盤の強靱化を図るものでありますが、そのうち、本工事につきましては、上記整備に伴うセンター設備工事を実施するものでございます。

工事の内容としましては、まず、放送系送出装置曲管幹線系一式としまして、テレビ放送データの送出に係る装置施設の改修を行うもの。また、通信系創出装置基幹スイッチ一式としまして、インターネット関係の通信データの送出に係る装置施設の改修を行うもの。また、プロビジョニングシステム、このプロビジョニングシステムとは、さまざまなシステムを一元管理するためのシステムのことを言いますが、一式として、通信速度や機器などを制御する各管理システムの構築を行うものでございます。

それでは、次のページに図面がありますが、その裏面のカラー刷りのページをごらんいただきたいと思います。

今回の光化整備範囲につきましては緑色で表示しております。そのうち、左上にございますセンター設備（八幡）という部分が、この本工事の、主に施工部分でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第143号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第143号について、原案のとおり可とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第144号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程49、議案第144号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(1工区)工事)を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 議案第144号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(1工区)工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

1、契約の目的。郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(1工区)工事。

2、契約の方法。随意契約による。

3、契約金額。9億1,152万円。

4、契約の相手方。郡上市八幡町小野三丁目8番地27、郡上・ノーヒ特定建設工事共同企業体、代表者株式会社郡上電気代表取締役佐藤敏弘。

5、工事の場所。郡上市八幡町、大和町、美並町、明宝、和良町一円。

6、工事の概要。光ファイバーケーブル設置工事一式でございます。

おめくりいただきまして、資料をごらんいただきたいと思います。

工期につきましては、本契約締結日より平成33年3月19日まででございます。

また、工事概要でございますが、この上段の部分につきましてはセンター設備工事と同じですの
で、下段のみ申し上げます。本工事は上記全体整備のうち、郡上市八幡町安久田、美山、小那比地
区、大和町、美並町、明宝、和良町一円の伝送路工事を実施するものでございます。

工事の内容としましては、まず、ネットワーク設備導入一式といたしまして、光化整備に係るネ
ットワーク設備の改修を行うものでございます。このネットワーク設備とは、本庁にあるセンター
機器と、大和、白鳥、和良庁舎にございますサブセンターと接続するための機器を言います。その
改修を行うものでございます。

また、次に、アクセス系機器、クロージャ導入としましてですが、このクロージャと申しますの
は、この下に書いてございますように、光ファイバー同士を接続し、保護するための機器の総称を
言いますが、それを導入するものでございます。

また、光端末導入一式としまして、各家庭内に設置する光端末機器を導入するもので、テレビ系
の端末がVONUという機器でございますし、インターネット系の端末がDONUという機器でご
ざいます。

最後に、光化ファイバーケーブル設置一式としまして、センターとサブ拠点との間の冗長化を図
ることにより、ネットワーク幹線を通しまして、強靱化を図るものでございます。また、既存の同
時ケーブルについては、光ファイバーへのケーブルへと交換を行うものでございます。

それでは、次のページの裏面にございますカラー刷りのページをごらんいただきたいと思います。

まず、左上にございますセンター設備と、それから、各庁舎間を結ぶ既設のネットワーク幹線に
加えまして、道路に埋設されております情報ボックスの中にもネットワーク幹線を引き、冗長化を
図るもの。それから、2点目に、3つのサブセンターにございますネットワーク設備の改修を行う
もの。それから、3つ目に、各家庭までの同時ケーブルを光ケーブルへ更新をすることであるとか、
インターネットの宅内配線引き込みを行うもの。また、4つ目には、光ケーブルを接続する機器の
設置や、各家庭のVONUやDONUといった光端末機器を設置するというようなものが、この工
事の内容でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第144号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省
略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号については委員会の付託を省略

することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第144号について、原案のとおり可とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第145号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程50、議案第145号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事)を議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 議案第145号 工事請負契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事)。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

1、契約の目的。郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事。

2、契約の方法。随意契約による。

3、契約金額。8億7,699万2,400円。

4、契約の相手方。郡上市白鳥町白鳥1056番地1、サンテック・オゼキ電機特定建設工事企業体、代表者サンテック株式会社代表取締役山口里美。

5、工事の場所。郡上市白鳥町、高鷲町一円。

6、工事の概要。光ファイバーケーブル設置工事一式でございます。

またおめくりいただきまして、資料をごらんいただきたいと思います。

これにつきましても、工期につきましては、本契約締結日より平成33年3月19日まででございます。

また、工事概要につきましては、1工区と同様に、下段のみ申し上げます。本工事は上記全体整備のうち、郡上市白鳥町及び高鷲町一円の伝送路工事を実施するものでございます。

なお、工事の内容につきましては、1工区と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

たいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第145号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第145号について、原案のとおり可とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第146号及び議案第147号について（提案説明）

○議長（兼山悌孝君） 日程51、議案第146号 市道路線の廃止についてと、日程52、議案第147号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明については、できるだけ簡単に、要旨について説明をお願いします。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議案第146号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

路線番号2の23、路線名、馬坂線、区間、上段が起点、下段が終点となります。郡上市大和町古道字井田から終点が郡上市大和町古道字久末。路線番号2の718、古道18号線、郡上市大和町古道字馬坂から郡上市大和町古道字馬坂。路線番号7の1335、野首坊ケサレ線、郡上市和良町土京字野首から郡上市和良町土京字坊ケサレでございます。

おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいております。

1ページ目のところの上段でございます。こちら、まず、馬坂線でございますが、こちらのほう

につきましては、県営郡上南部地区広域農道整備事業による市道改良に関連しまして、路線を一旦廃止して、再度認定するものでございます。

次に、古道18号線につきましては、市道馬坂線の認定手続に関連しまして、馬坂線と古道18号線が重複する路線となることから、この古道18号線を廃止するものでございます。

野首坊ケサレ線につきましては、和良町安郷野地内の国道256号安郷野橋の旧道処理に関して、土地の表記に誤りがございましたので、路線を一旦廃止して、表記を正しいものにしまして、新たに認定をするものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。こちらが馬坂線でございます。3ページ目の上段が今回廃止するほうでございますが、この点線になっている部分、こちらの部分を今回廃止しまして、下段でございます実線の部分、これが広域農道と合わせた形での市道ということで、本路線につきましては県営郡上南部地区広域農道整備事業による市道改良に関連しまして、路線の等級を2級からその他に変更する必要が生じたために、対象路線を一旦廃止しまして、広域農道の整備事業で申請された区間を含めて、再度認定するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、今度は5ページ目のところでございます。これが廃止する路線ということで、古道18号線でございます。この点線の部分でございますが、こちらが馬坂線として新たに認定をするものですから、ここと完全に重複します。そういう関係で、この古道18号については廃止をするものでございます。

それから、おめくりいただきまして、7ページ目でございます。こちらが野首坊ケサレ線ということで、こちらの路線につきましては、和良町安郷野地内の国道256号安郷野橋の旧道処理に関しまして、土地の表記に誤りがあったということで、対象路線を一旦廃止しまして、再度認定するものでございます。

こちらの7ページの上段のところでございます路線名野首坊ケサレ線で、区間としましては和良町土京字野首から和良町土京となっておりますが、この大字の表記が、この下の段でございます新たに認定する路線は、和良町安郷野という表記が正しいということから、認定のし直しをするものでございます。

続きまして、議案第147号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。
平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

路線番号は2の23、馬坂線でございます。こちらは和良町古道井田から和良町古道久末。それから、路線番号2の822、河辺22号線、郡上市大和町河辺字尾崎から郡上市大和町河辺字尾崎でございます。それから、7の1335、野首坊ケサレ線、これは郡上市和良町安郷野字野首から郡上市和良町安郷野字坊ケサレでございます。こちらのほうは、また、資料をお戻りいただきまして、参考資

料の、まず3ページ目のところですが、これの3ページ目の下段でございます。この実線の部分が、新たに馬坂線として認定する路線でございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、資料の9ページをごらんいただきたいと思います。9ページのところですが、河辺22号線でございます。この路線につきましては、民間開発の住宅分譲地内の構内道路でございます。施工者から市道編入の申請が提出されたことから、郡上市の市道編入に係る規則の規定に基づき審査を行いましたところ、道路の構造及び位置の基準に適合していると認められるため、新規路線として認定するものでございます。この9ページ目の表、図を見ていただきますと、こちらの大和町の長良川鉄道の徳永駅のもう少し南側になります。大和南小学校のちょうど長良川寄りの西側のほうになりますけれども、こちらのほうに民間で住宅の分譲地を整備されました。その中の構内道路ということで整備をされておりますが、市の基準に適合しておりますので、市道として認定するものでございます。

続きまして、野首坊ケサレ線でございますが、こちらのほうは資料の7ページでございますが、位置は同じでございます。土京という表記が誤りでございましたので、安郷野に修正をして、新たに認定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い改めて行います。

◎議発第5号について

○議長（兼山悌孝君） 日程53、議発第5号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第8号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程54、報告第8号 郡上市国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、報告第8号をよろしくお願いいたします。

郡上市国民保護計画の変更について。

郡上市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において、準用する同条第6項の規定により報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、郡上市国民保護計画の一部変更についてがございます。その裏面を見ていただきたいと思います。6行目、今回の変更はというところでございますが、少し読まさせていただきます。

今回の変更は、国の基本指針の変更及び岐阜県国民保護計画の変更に伴うものであり、本市においては、去る6月28日に開催した郡上市国民保護協議会において決議し、平成30年7月20日付で、岐阜県から本協議の承認を得ました。

計画の変更については、国民保護法第35条第6項及び第8項の規定によりまして、議会へ報告するとともに公表することとされておりますので、今回の一部変更につきまして、議会に報告をさせていただきます。

それでは、前のページに戻っていただきまして、2行目に、県知事との協議を要する事項という言葉がございます。これは、済みません、ちょっと網かけが本来してあるところなんですけれども、網かけがちょっと見にくくて申しわけございませんが、主な変更内容というところの3行目にあります第2編第1章4情報収集、提供等の体制の整備ということ。これと、それから、中段ちょっと下ですけれども、第3編第4章避難住民の誘導等というところ。それから、下から5行目、6行目ぐらいにあります第2編第1章3通信の確保と、要はこの3カ所につきまして、今回変更の報告をさせていただきます。

1番上のところにつきましては、安否情報システムの運用開始に伴う表現の変更、その中ほどにありますところにつきましては、大規模集客施設等における避難住民の誘導に関する記載、それから、今、一番下のところでございますけれども、岐阜県防災情報通信システム、衛星系通信、地上系通信、移動系通信の整備に伴う修正ということでございます。

それでは、新旧対照表のほうの2ページを見ていただきたいと思います。四角が4つほどございますけれども、そこの3つ目になります。今の第2編第1章4の情報収集、提供等の体制整備ということで、改正前につきましては、下線が引いてあります体制を整備するということでございましたが、改正後につきましては、県と市及び関係機関の通信手段として、衛星系通信、地上系通信及び移動系通信を併用した通信施設や、被害情報収集システム、緊急情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システムの運用を図るなど、体制を整備するということで、この部分がつけ加えられたものでございます。

その下になりますが、下線のところで、安否情報省令というところがございます。この省令の名

前が少し変わりました、ここが変更になったところでございます。下線のあります下から2行目のところに、武力攻撃事態等における安否情報の収集とありますが、この「の収集」というところが加わったものでございますので、よろしくお願いをいたします。

あと、その下、3ページの上から4行目、5行目になりますけれども、改正前は、市が県に安否情報を報告する様式はということでこの様式が定められておりましたが、改正のほうでは、安否情報システムを用いて県に報告するということで、こういったシステムができ上がったということで、様式からシステムに変わったものでございます。

それから、4ページを見ていただきたいと思います、1枚おめくりいただきまして。4ページの下から2行目になります。これは、新規で追加をされたものでございます。大規模集客施設等における避難ということで、市は大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者についても避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるというところで、このところが、文言が追加になったというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号の報告を終わります。

◎報告第9号から報告第14号までについて（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程55、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程60、報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼します。そうしましたら、ただいま一括議題とされました6件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、地方公共団体が出資金や基本金等を50%以上出資している法人に関し、その経営状況を議会に報告するものでございます。

議案第9号からの資料として、各第三セクターの決算報告書等を添付しておりますけれども、資料が多量でありますので、報告第14号のあと、15号の前、その間のところにA4横長の資料で、平成29年度第三セクター経営状況報告という資料を入れております。これに基づきまして御報告を申し上げます。A4横長の資料でございます。お願いします。この資料につきましては、1,000円単

位で記載をしております。

では、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

なお、第三セクターのこの表につきまして、資本金及び市からの出資金、また、業務内容、役員等々の数等は資料に記載してあるとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

口頭で御報告しますのは、各ページ中ほどの財務状況とありますが、これの向かって右側のほうです。損益計算書からという欄の一番上の、当期における売上高または総収入、その4段下の当期の損益、この数字、そして、その左側のところの貸借対照表からという、そういう欄の一番下の資本合計、マイナス資本金、これが繰り越しの利益剰余金になります。そういった数値を主に報告申し上げます。

また、昨年度におきます各社の特記事項も御報告をいたします。

まずは、郡上八幡産業振興公社の平成29年度の総収入額は4億8,856万3,000円でした。当期の損益、利益は2,350万4,000円でした。左のほうへ行きまして、繰り越し利益剰余金は1億9,392万円です。

産業振興公社は、従来、八幡町内の5つの施設の指定管理をお願いしておりますけれども、平成29年度からは、新たに郡上八幡駅も加わって、現在では6つの施設の指定管理をお願いしております。

また、29年度決算の中には、市との指定管理契約の約定に従いまして、八幡城の収益の中から市に収められた寄附金328万4,000円を含んだ数字となっております。

では、続いて、ページをめくっていただきまして、次に、報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

郡上大和総合開発株式会社の平成29年度の総収入額は、5億9,465万7,000円でした。そして、その下のほうの当期損益は、1,011万8,000円の損益ということでございます。また、左側の数字の繰り越し利益剰余金は7,640万7,000円の損益というふうになっております。

この会社は、平成8年度から大和インター建設費用の償還を、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構に対して行ってきましたが、これにつきましては平成28年度をもって償還を終了しております。昨年も御報告をしたとおりであります。また、この下の表の、下から3行目にありますよ

うに、郡上市への償還金も、平成29年度の179万5,000円、この償還をもちまして全て終了いたしました。ですので、この平成29年度のこの会社の決算には、この市への償還も含めた、そういった決算額になっております。以上です。

続きまして、報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

株式会社伊野原の郷の平成29年度の総収入額は3,445万1,000円で、当期利益は412万1,000円でございます。また、貸借対照表上の繰越利益剰余金は810万7,000円となっております。

ここは、カルヴィラいとしろの指定管理でございますけれども、このカルヴィラの営業部門は、大きく分けまして、宿泊部門と、また昼食あるいは宴会部門の2つになっておりますが、市道の除雪というものも請け負っております。29年度の売り上げは合計3,445万1,000円と、平成28年度よりも約300万円増加をしております。これに伴いまして、平成29年度の利益も412万1,000円となりまして、平成28年度に比べて118万円の増額ということになっております。

今後もホテル裏手にあります冒険の森という施設がありますが、そこの相乗効果が上がるようにPR等を行う方針ということでございます。

では、続きまして、報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光の平成29年度の総収入額は2,191万8,000円で、平成28年度の1,820万8,000円よりも371万円の増額でございました。しかし、平成28年度損益は、その前の年のマイナスの1,240万7,000円よりは大幅に改善したものの、黒字化には至らず、483万7,000円の損益と、赤ということでございました。また、貸借対照表上の繰り越し利益剰余金はマイナス3,024万5,000円と、債務超過という状況は変わっておりません。

なお、この経営移譲しました当初の約束で、経営移譲しましてから3年間限定で、市からは180万円の指定管理料を払っておりますけれども、これは来年度からはゼロになるということでございます。

ここは社長と面談しまして、平成29年度の総括を聞きました。

昨年度、平成29年度、春から秋には大変好調で、その前の年の80%増額ということで推移していましたが、12月から雪が逆に降り過ぎまして、大雪でスキー客が落ち込んで、単年度の黒字化はできなかつた。しかし、もともとの計画が、経営を引き継いで3年目、つまり今年度、平成30年度

に何とか単年度収支をとんとんにしたいという、そういった目標であったので、ことしも頑張っておると。ことしは6月にオープンした鮎パークで体験部門を会社が引き受けてやっているけれども、パーク来場者も8月下旬には10万人を超え、そのうち、鮎のつかみ取り、あるいは魚釣りの体験者は1万5,000人以上が体験をしてくれて、順調に推移をしていると。このまま頑張っていって、来年3月の今年度の、平成30年度の単期の決算は黒字を見込んでいると。また、累積赤字も約3,000万円あることはよく認識しているが、鮎パークの体験という経営の大きな柱が立ちつつあるので、今後も努力を続けて、累積赤字を解消するように努めたいというふうに語ってくれました。

続きまして、株式会社イーグルの経営状況の報告でございます。

地方自治法第243の3第2項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

株式会社イーグルは、高鷲インターチェンジ建設負担金の総額5億5,986万円を償還してきましたが、平成29年度、昨年度の間に最後の償還金4,456万2,000円を、1年前倒しで、全部償還を終わりました。償還を完了しました。これに伴いまして、ことし1月25日の臨時株主総会において、会社の解散が特別議決されるとともに、清算人を選定されまして、解散の手続きを進めておりました。今回、7月17日付で、全て残余財産の清算が終了しました。今回は、この報告第13号の資料として、1月の臨時株主総会の資料、そして、日本高速道路保有債務返済機構からの履行確認書、つまり、全額償還分を返しましたと、いただきましたという確認書のコピーもつけておりますので、青表紙の資料のほうも、またお目通しをお願いいたします。

また、ほかの三セクと同じような横長の資料は、変則的ではありますが、この7月17日付の決算決了状況を報告するものでございます。会社の最終的な残余財産といえますのは、貸借対照表からの欄の資本合計欄にありますように、4,972万2,000円となりました。これは、当初の資本金8,150万円から比べますと、3,177万8,000円の減額というふうで終了しましたが、これは、会社設立から9年間において支出をしました事務局員の人件費が減額の主な要因でございました。

会社の清算に当たりまして、持ち株数に応じて、残余財産が22団体の株主に分配されましたが、1株当たりの分配額は、この残余財産4,972万2,000円を、普通株式の数1,628株で割りまして、1株当たり3万542円となりました。この3万542円は、この表の下から2行目に記載してございます。この金額で、それぞれの株主の持ち株数に応じて分配しまして、その清算手続も終了したということでございます。郡上市に対しては、出資金欄にあります831株分、総額2,538万402円が7月末に返却、振り込みを受けております。

以上が、株式会社イーグルの清算についての御報告でございます。

今回の御報告をもちまして、同社の経営状況報告は最後となりますので、御了承をお願いいたし

ます。

では、最後になります。報告第14号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

株式会社ネーブルみなみの平成29年度の総収入額は1億1,472万3,000円でした。これは、平成28年度よりも113万3,000円の増額でした。要因としましては、インバウンドの観光のお客さんが、観光バスがふえたというふうに報告を聞いております。

そして、当期利益は109万円ということでした。貸借対照表上の繰り越し利益剰余金は3,613万5,000円となっております。経営状況も安定しておりますけれども、高速道路を取り巻く環境は年々変化しておりますので、今後もサービス向上を目指して努力したいというふうに報告を聞いております。

以上、大変走りましたが、6法人について概要の御報告でございます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上、報告がありました。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第14号までの報告を終わります。

◎報告第15号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程61、報告第15号 平成29年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） 続きまして、報告第15号になります。平成29年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

まず、初めに、健全化判断比率でございます。

その表にございますように、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、こちらのほう、赤字ではございませんので、記入はございません。

実質公債費比率につきましては、12.7%ということで、昨年度に比べまして0.2ポイント改善しております。④の将来負担比率、67.4%でございます。こちらにつきましては昨年度と比較いたしまして、22.4ポイント上昇しておりますが、これはいきなり平成29年度に上昇した結果にはなっておりますが、また決算のところでも報告させていただきますが、平成28年度から平成29年度には非常に多くの繰り越し事業を実施したため、決算額が平成29年度にずれ込んでおるということで、上昇の率としてはほぼ10%ずつぐらい上がって、2年で20%上がったというような形だというふうに判断しております。

次の資金不足比率につきましては、各会計も資金不足が発生しておりませんので、記入はございません。これらの後、全体のことにつきましては、審査意見書が示されておりまして、そこには詳細な計算式の解説、また数値の分析がありますので、参考にごらんいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ただいまの報告について、質疑はございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

ここで、商工観光部長より訂正の発言がございますので、許可いたします。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼いたします。先ほど使いましたA4の横長の参考資料で、一番最後のページのネーブルみなみについての、A4の横長の資料でございます。これの一番下に、26年度、27年度、28年度というふうに、年度を1年間違えて入っておりますので、ここは27、28、29と、上のほうと同じように修正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） よろしくお願ひします。

◎報告第16号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程62、報告第16号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月10日提出。郡上市長、日置敏明。

済みません、1枚おめくりいただきまして、今回は2件ございますので、よろしく願いいたします。

専決第6号でございます。専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月3日。郡上市長、日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成30年1月12日午後4時ごろ、国保白鳥病院ダイケアセンターの介護職員1名が、利用者3名を自宅へ送迎するため、施設内のエレベーターで移動中に、1名の利用者がエレベーター内でふらつき、右側にいた利用者と接触し、そのまま2人が倒れ、接触された利用者が右大腿骨頸部を骨折した。市は、示談により下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合100%。損害賠償の相手方についてはごらんのとおりでございます。

損害賠償の額、23万7,563円でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、専決第7号。

専決日につきましては、平成30年8月15日、同様でございます。

損害賠償による和解の内容。

平成30年6月30日午後10時30分ごろ、郡上市八幡町美山地内の林道白谷夕谷線において、前日から当日午前にかけての大雨による道路への土砂の流出があり、相手方車両が通過した際に車体下部を損傷した。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合50%。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。

損害賠償の額20万4,100円でございます。

以上でございます。申しわけありませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第16号の報告を終わります。

◎議報告第14号及び議報告第15号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程63、議報告第14号 諸般の報告について（議員派遣の報告）議員派遣報告書を別紙のとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

日程64、議報告第15号 諸諸般の報告について（例月出納検査の結果）例月出納検査結果が監査委員より別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

8月31日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時04分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 山 川 直 保

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員